

松山市商店街等需要喚起策支援補助金

(新型コロナウイルス対策緊急支援事業)

手続き要領

新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた
商店街等の需要喚起策を支援します！

【応募受付期間】令和2年6月1日～令和3年2月28日

※補助金認定申請の受付期間です。

※申請は下記提出先に郵送または持参してください。郵送の場合は、当日消印有効です。

※提出された申請書に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがありますので、提出書類に不備等が無いようご注意ください。

【問い合わせ先及び申請書提出先】

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2

松山市産業経済部地域経済課 産業創出・商業振興担当

TEL：(089) 948-6548 / (089) 948-6710

松山市商業振興対策事業委員会

◇補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた需要喚起策により、商店街等の活性化を図る団体等に対し、補助金を交付します。

◇補助対象者

本補助金の「補助対象者」は、次の①②③のいずれかに該当する者を指します。

- ①市内の商店街組合等（※）
- ②商店街出資のまちづくり会社
- ③商店街等の活性化に寄与する事業を行う社団・財団で委員長が適当と認めるもの

※商店街組合等とは・・・

商店街振興組合、商店街組合、商工組合連合会で法人格を有するもの及び法人化されていない商店街等を構成する任意団体又はこれに類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

◇補助対象事業

本補助金の「補助対象事業」は、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた需要喚起策により商店街の活性化を図る事業のうち、次のいずれかに該当する事業とします。

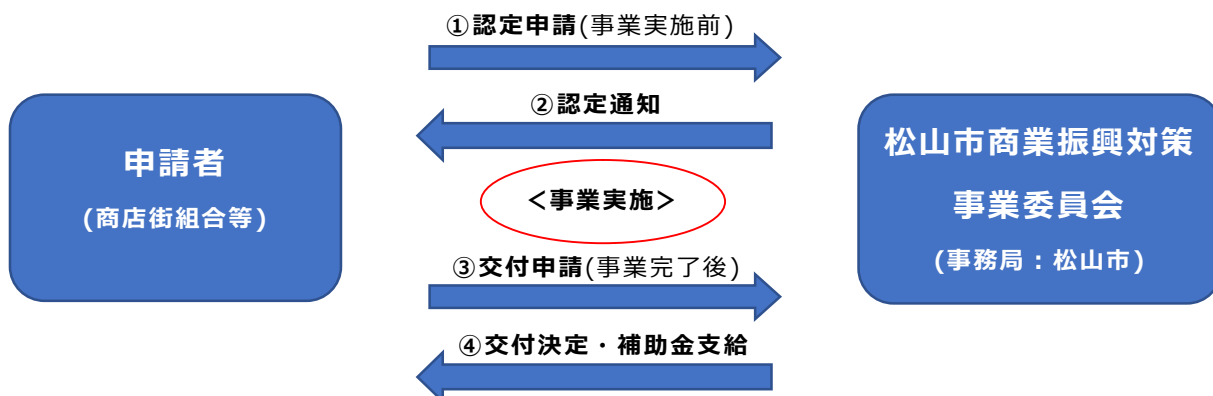
- ①販売を促進するイベント事業
- ②プレミアム付商品券の販売事業
- ③割引クーポン券の発行事業
- ④ポイントの発行事業
- ⑤その他委員長が適当と認めるもの

◇補助対象期間（事業実施期間）

本補助金は、補助対象事業の実施前に認定申請書を委員長に提出して、認定を受ける必要があります。新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた対策のため、事業を計画される場合は内容や開始時期などについて、事前に委員会へご相談ください。

補助事業は令和3年3月31日までに完了する事業とします。

◇補助金申請の流れ



※補助金申請にあたり、①認定申請時の額からの増額は認められませんので、予めご留意ください。

◇補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次表のとおりです。

イベント事業費	消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 広告費 使用料・賃借料 委託料 報償費 雑役務費 材料費 その他必要と認められる経費
プレミアム付商品券の販売	プレミアム付商品券を販売する額に上乗せして使用できる額。ただし、上乗せして使用できる額は、販売する額に2分の1を乗じて得た額を限度とする。
割引クーポン券の発行	商品等を購入する際に割引できる額。ただし、割引できる額は、購入する額に3分の1を乗じて得た額を限度とする。
ポイントの発行	通常発行するポイント数に上乗せして発行するポイント数を円に換算した場合における円の額。ただし、上乗せして発行するポイント数は、通常発行するポイント数に9を乗じて得たポイント数を限度とする。
景品による販売促進	景品の額。ただし、懸賞による景品類の提供に関する事項の制限（昭和52年公正取引委員会告示第3号）又は一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限（昭和52年公正取引委員会告示第5号）の規定に基づき提供できる景品の額を限度とする。

◇補助金の金額

補助対象経費に補助率を乗じた額又は補助上限額のいずれか低い額です。ただし、千円未満に端数があるときは、切捨てとなります。

補助率及び補助上限率は下表のとおりです。

	補助率	補助上限額
①事業費が50万円未満の場合	9/10	45万円
②事業費が50万円以上の場合	8/10	160万円

<計算例>

【例 1】事業費 40 万円（事業費が50万円未満の場合）

事業費 40 万円×9/10=36 万円

【例 2】総事業費 250 万円（事業費が50万円以上の場合）

事業費 250 万円×8/10=200 万円 補助上限額を超えているため 160 万円

◇申請手続き

申請方法

郵送または窓口への持参

提出先

〒790-8571 松山市二番町 4 丁目 7-2

松山市産業経済部地域経済課 産業創出・商業振興担当 宛

※郵送の場合は、封筒に「松山市商店街等需要喚起策支援補助金 在中」と記載してください。

応募受付期間

令和3年2月28日締切（当日消印有効）

申請書類等

補助金の交付を受けるには、次に掲げる書類をご提出ください。

【1.認定申請】

- 補助金認定申請書（様式第1号）
- 収支予算書（様式第2号）
- 定款又は規約等
- その他委員長が必要と認める資料

【2.交付申請】

- 補助金交付申請書（様式第5号）
- 収支決算書（様式第6号）
- 支払い根拠資料（領収書又は帳簿類等）
- その他委員長が必要と認める書類
- 請求書（様式第8号）

審査

審査の結果、補助金を交付する旨を決定したときは、後日、交付決定通知を発送します。
※書類に不備等があった場合、訂正や再提出を求められることがあります。

◇その他

<報告>

松山市商業振興対策事業委員会が必要と認める場合に行う事業の進捗状況、経理状況等について報告又は検査に応じる必要があります。

<書類の管理>

事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年から起算して5年間保管して下さい。

<監査>

松山市商業振興対策事業委員会が調査又は監査することがあります。

<取消し及び返還>

補助金の目的外使用、不正の行為・虚偽の申告等が発覚した際は、補助金の支給決定を取り消し、補助金を返還していただきます。

◇問い合わせ先

申請手続きに必要な様式は、松山市ホームページからダウンロードできます。

【掲載場所】

「松山市ホームページ」⇒「くらしの情報」⇒「産業」⇒「商業」

⇒「松山市商店街等需要喚起策支援補助金」

松山市産業経済部地域経済課 産業創出・商業振興担当

TEL：(089) 948-6548 / (089) 948-6710